

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和8年2月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
大和産商(株)	新名久美子	臼杵市大字臼杵2-107-551	大分県知事許可 (般-3)第14034号	建築工事業、とび・土工工事業、 屋根工事業、鋼構造物工事業、板 金工事業、内装仕上工事業、建具 工事業	令和8年2月3日
(一部廃業)					